

# 令和5年度 第3回郡山市総合教育会議 次第

日時：令和5年11月16日（木）13時30分～14時30分  
場所：郡山市役所 庁議室

## 1 開 会

## 2 市長あいさつ

## 3 議 題

- (1) 学びのDX（教育活動の一層の充実、  
教職員の働きやすさ）

## 4 報 告

- (1) 不登校の状況  
(2) いじめ対策  
(3) 地区別学校別児童・生徒数

## 5 閉 会

### 令和5年度 第3回郡山市総合教育会議 出席者名簿

役職名	氏名
市長	品川 萬里
教育長	小野 義明
教育長職務代理者	阿部 亜巳
教育委員	今泉 玲子
教育委員	藤田 浩志
教育委員	田中 里香
教育委員	見越 大樹

(敬称略)

【備考】開催方式：対面会議 会議公開：YouTube配信



# 「学びのDX」(学校教育部)

## 「誰一人取り残されない」教育の推進 ～多様性と調和を目指して～

総合教育会議 議題1①  
2023/11/16 学校教育部

郡山市は、国のGIGAスクール構想に伴い、全ての子どもたちに個別最適化された学習環境を提供するために、令和2年度に高速校内ネットワークと1人1台端末、Webカメラを一体的に整備しました。令和3年度より、整備された学習環境を有効に活用しています。

### 学習者用デジタル教科書の活用

学習者用デジタル教科書(英語、算数・数学)を使用することにより、全ての児童生徒の「個別最適な学び」をサポートし、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を図ります。



- 【一斉学習】ポイントとなる部分に印をつけたり、図や表を拡大して提示したりするなど全体での共有。
- 【個別学習】発音練習や動画視聴、シミュレーション操作など個々のペースに合わせた学習。自分の考えの書き込み等の学習記録の蓄積。
- 【協働学習】友達と意見の交流などを行い、考えを付け加えたり、書き直したりするなどの練り上げ、再構成。

### デジタル新聞の活用

児童生徒がデジタル新聞(毎日新聞、福島民友新聞)をいつでも手軽に閲覧できる環境を整えることにより、高度情報化社会を生き抜くための情報活用能力の育成を図ります。

- 【朝学習】興味・関心に応じた記事の閲覧。
- 【授業】国語科での新聞の構成や説明的文章の書き方の学習、社会科や総合的な学習の時間等での調べ学習。
- 【家庭】授業の中で疑問に思ったことの調べ学習、自主学習として家庭で調べたことをまとめる学習。
- 【図書館】デジタル新聞を印刷し、図書室への掲示及びスクラップブックの作成。

### クラウド型デジタル教材(スタディサプリ)の導入



1人1台端末環境を生かし、個別最適な学びを保障できるように、クラウド型デジタル教材を充実・拡大し、児童生徒の学力向上を図ります。

- ・5教科(国語、算数・数学、理科、社会、英語)に対応。
- ・基本問題や応用問題、解説動画が充実。

- ・在籍学年に関係なく、学び直しや先取り学習などの習熟に応じた個別最適な学びが可能。
- ・個人や学級単位等での学習履歴の確認による指導への活用が可能。

### どの子どもも思う存分学べる 学習環境の整備・充実

～Society5.0時代を生きる  
子供たちのために～



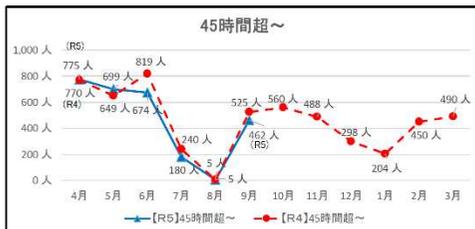
### 学びのDXの推進

「学び方・教え方」  
「家庭学習」の  
**変革**

### 統合型校務支援システムの活用

教職員の業務負担軽減を図り、児童生徒と向き合う時間を確保し、働き方改革を一層推進するために、令和3年度より統合型校務支援システムの運用を開始しています。

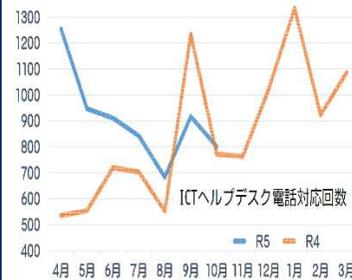
郡山市立学校教職員の時間外勤務45時間超人数推移  
(前年同月比較) (令和5年度上半期)



- ・システムの機能を効果的に各学校で活用し、システム運用前よりも校務の効率化が図られている。
- ・様々な不具合などにも、サポート体制が確立しているため、すぐに対応できる。

### GIGAスクール運営支援センターの開設

令和4年4月に「郡山市GIGAスクール運営支援センター」を開設し、1人1台タブレット端末環境の安定的な運用を支えます。



- ・ネットワーク障害に対する応急対応
- ・ICTヘルプデスク  
(平日)学校からのICT機器に関する相談、操作方法等の問い合わせ対応
- ・ICTコールセンター  
(休日)家庭からの端末に関する相談、操作方法等の問い合わせ対応

- ・高速大容量の通信ネットワークの安定化
- ・学校現場対応の迅速化(きめ細かな対応)
- ・学校や家庭のICT活用のさらなる推進

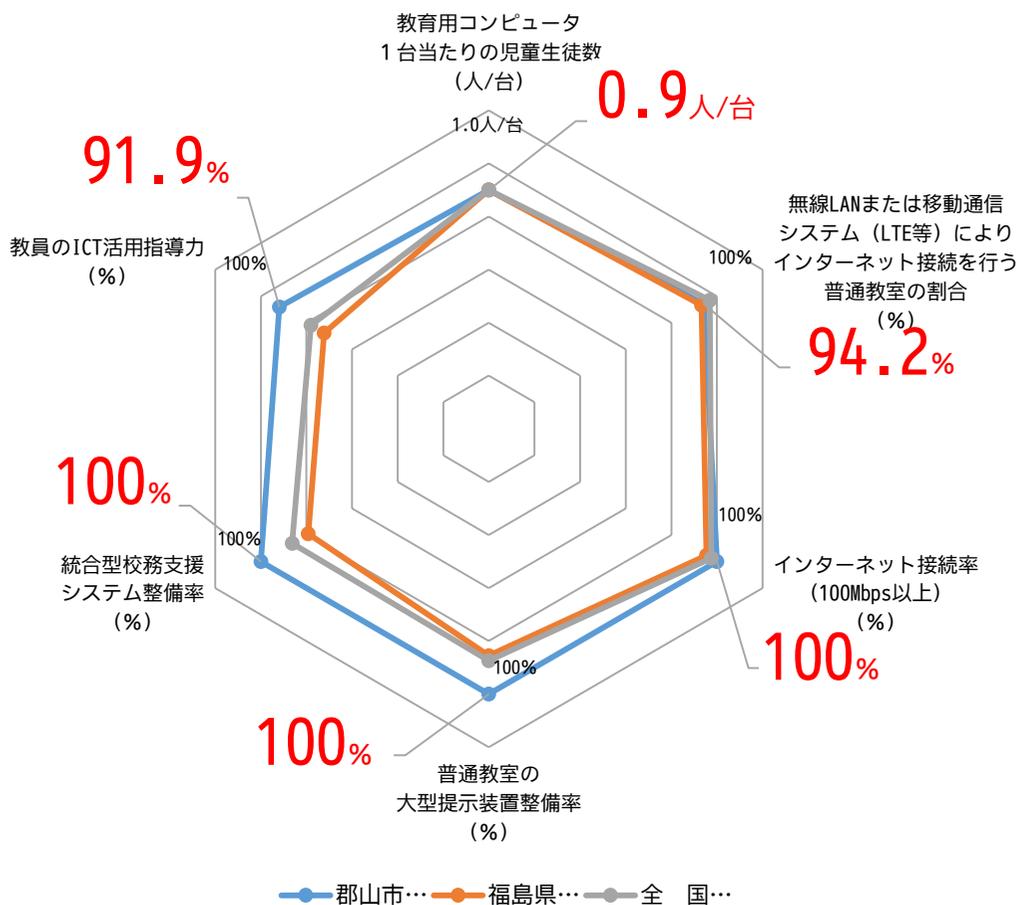
文部科学省による「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（令和5年3月実施）の本市調査結果及び公表資料より抜粋しています。

## 令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）

文部科学省調査 令和5年3月現在

### 教育の情報化の実態に係る主な指標（概要）

本市と福島県・全国平均値の比較



指標（全学校種）	郡山市 平均値	福島県 平均値	全 国 平均値
教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数	0.9人/台	0.9人/台	0.9人/台
無線LANまたは移動通信 システム (LTE等) により インターネット接続を行う 普通教室の割合	94.2%	93.2%	96.9%
インターネット接続率 (100Mbps以上)	100%	95.4%	97.5%
普通教室の 大型提示装置整備率	100%	85.5%	87.4%
統合型校務支援 システム整備率	100%	79.2%	86.3%
教員のICT活用指導力	91.9%	72.2%	78.1%

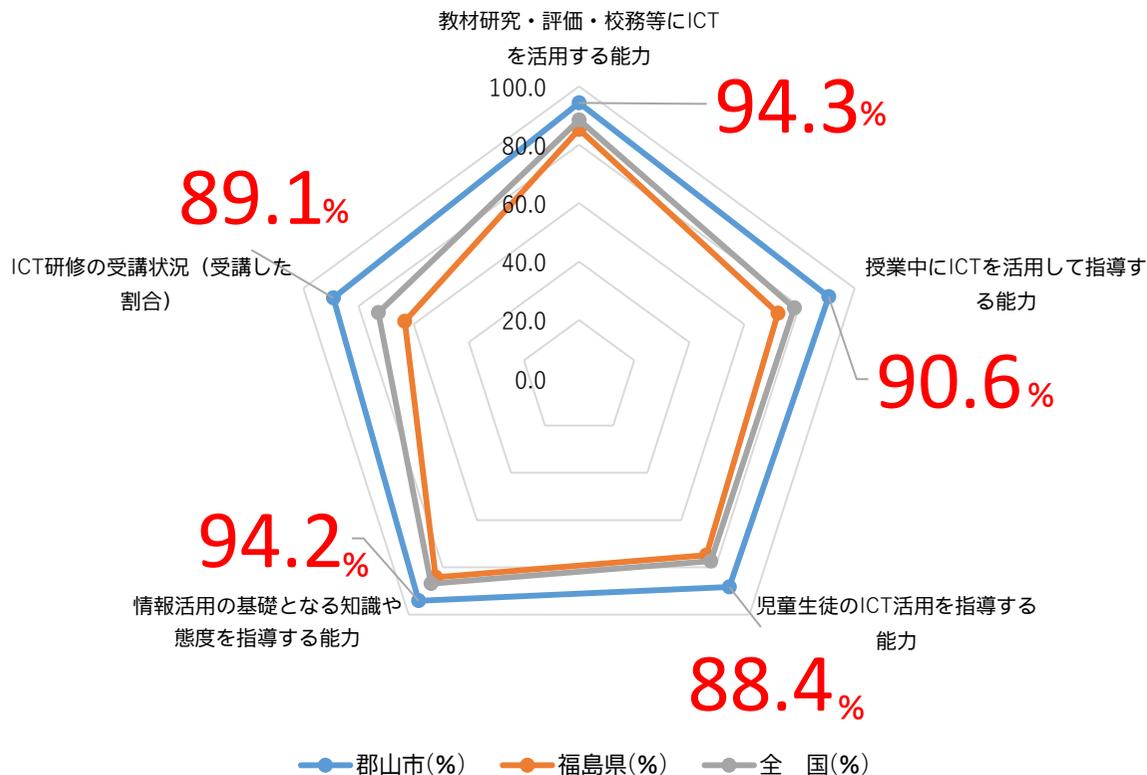
※本市平均値については、市立学校（小・中・義務教育学校）

## 教職員のICT活用指導力に係る4項目及び研修の受講状況に関する調査結果（概要）

文部科学省調査 令和5年3月現在

### 教員のICT活用指導力調査結果

本市と福島県・全国平均値の比較



項目	郡山市 (%)	市昨年度比	福島県 (%)	全国 (%)
教材研究・評価・校務等にICTを活用する能力	94.3	2.0	85.3	88.5
授業中にICTを活用して指導する能力	90.6	3.5	72.2	78.1
児童生徒のICT活用を指導する能力	88.4	1.7	74.8	77.3
情報活用の基礎となる知識や態度を指導する能力	94.2	1.0	84.2	86.9
ICT研修の受講状況（受講した割合）	89.1	5.6	63.2	72.8

※調査対象の教職員の自己評価（または受講実績）による調査結果  
 ※調査対象の教職員数が各調査項目に対して「できる」「ややできる」または「受講した」と回答した教職員数の割合（%）  
 ※「市昨年度比」は、本市の昨年度調査結果からの増減（ポイント）  
**【令和5年10月10日修正】**  
 ※前回（令和5年3月末）作成のデータの内、県・全国平均値（令和3）を文部科学省発表（令和5年9月）に基づいて令和4年度に更新。

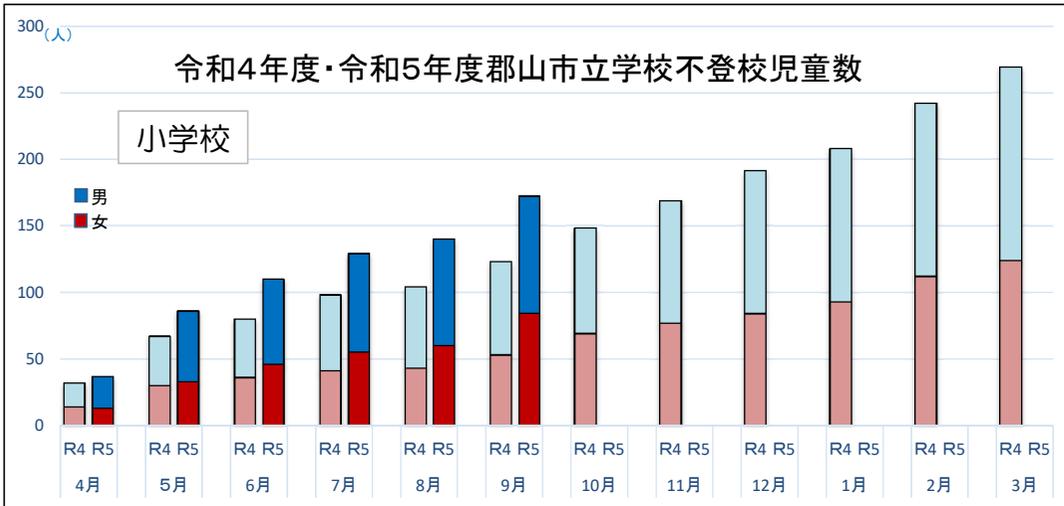
項目	郡山市 (%)	都道府県レベル順位	都道府県最上位
教材研究・評価・校務等にICTを活用する能力	94.3	3位 (徳島県95.4)	愛媛県
授業中にICTを活用して指導する能力	90.6	3位 (徳島県91.4)	愛媛県
児童生徒のICT活用を指導する能力	88.4	4位 (岡山県88.5)	愛媛県
情報活用の基礎となる知識や態度を指導する能力	94.2	3位 (徳島県95.1)	愛媛県
ICT研修の受講状況（受講した割合）	89.1	9位 (鹿児島県89.9)	和歌山県

- ◎ ICT活用指導力に係る4項目及び研修の受講状況のいずれについても、**県・全国平均を上回っている。**  
 ※上表の「郡山市」「福島県」「全国」の比較
- ◎ 本市の昨年度（令3）との比較においても、すべての項目について向上している。  
 ※上表の「市昨年度比」
- ◎ 特に、「授業中にICTを活用して指導する能力」については、昨年度比で**3.5ポイント**向上した。
- ◎ 「ICT研修の受講状況」についても、昨年度比で**5.6ポイント**向上している。
- △ 各項目とも10%未満ではあるが、苦手意識を感じている教職員が存在するため、今後も各研修講座やセミナー研修、出前講座（ICT）等により支援を行っていく必要がある。

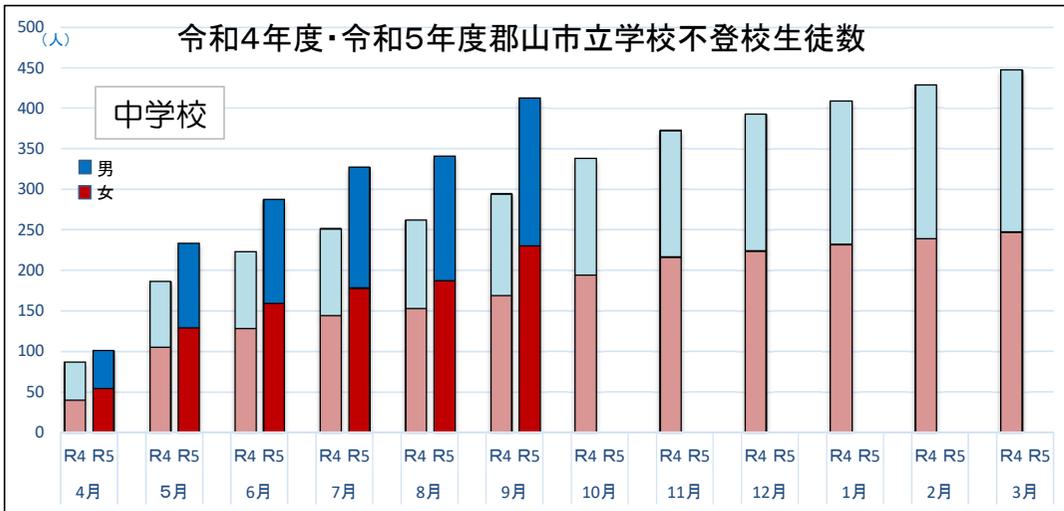
# 郡山市立学校における不登校の状況



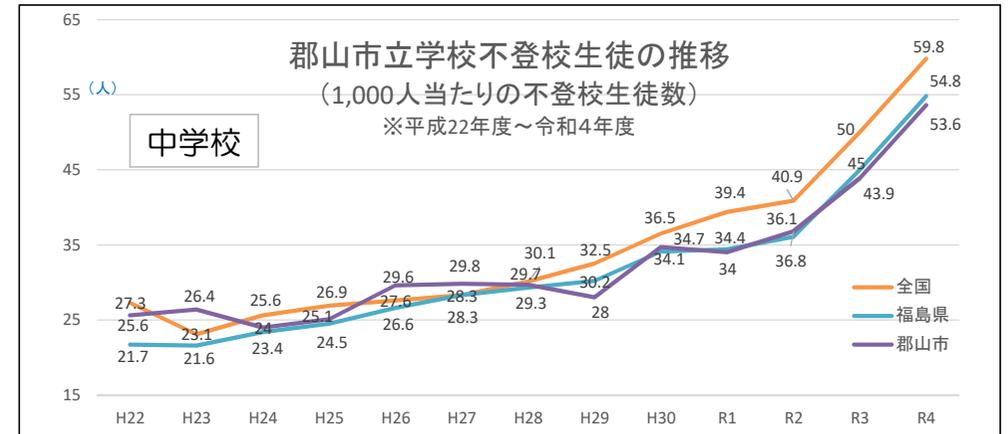
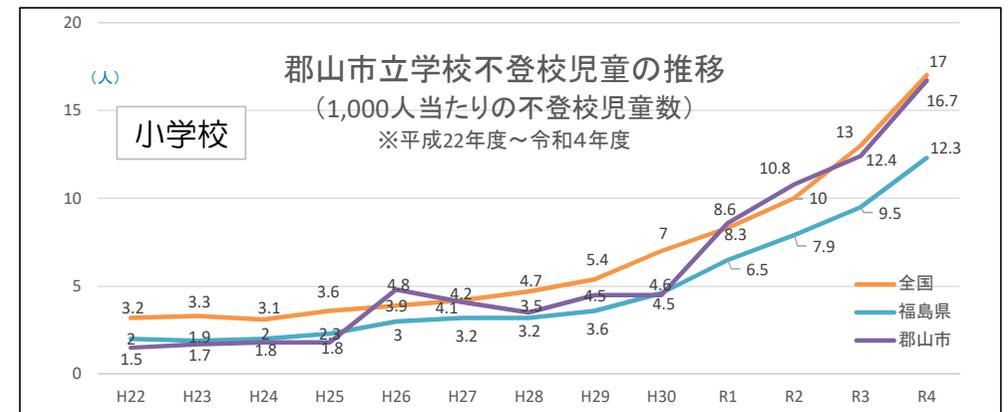
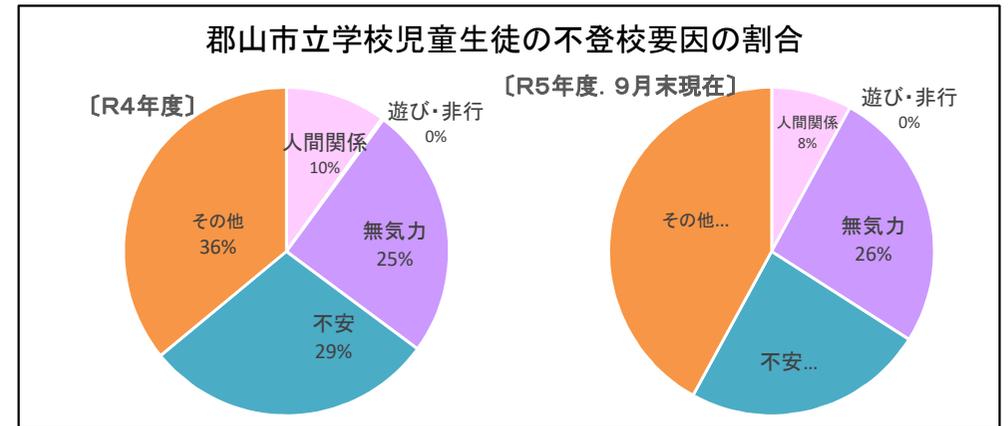
総合教育会議 報告1①  
2023/11/16 学校教育部



	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5										
男	18	13	37	53	44	64	57	74	61	80	70	88	79	92	107	115	130	145						
女	14	24	30	33	36	46	41	55	43	60	53	84	69	77	84	93	112	124						



	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
男	47	47	81	104	128	129	107	149	109	154	125	182	144	156	169	177	189	200						
女	40	54	105	129	95	158	144	178	153	187	169	230	194	216	224	232	239	247						



# 郡山市立学校における不登校の状況

総合教育会議 報告1②

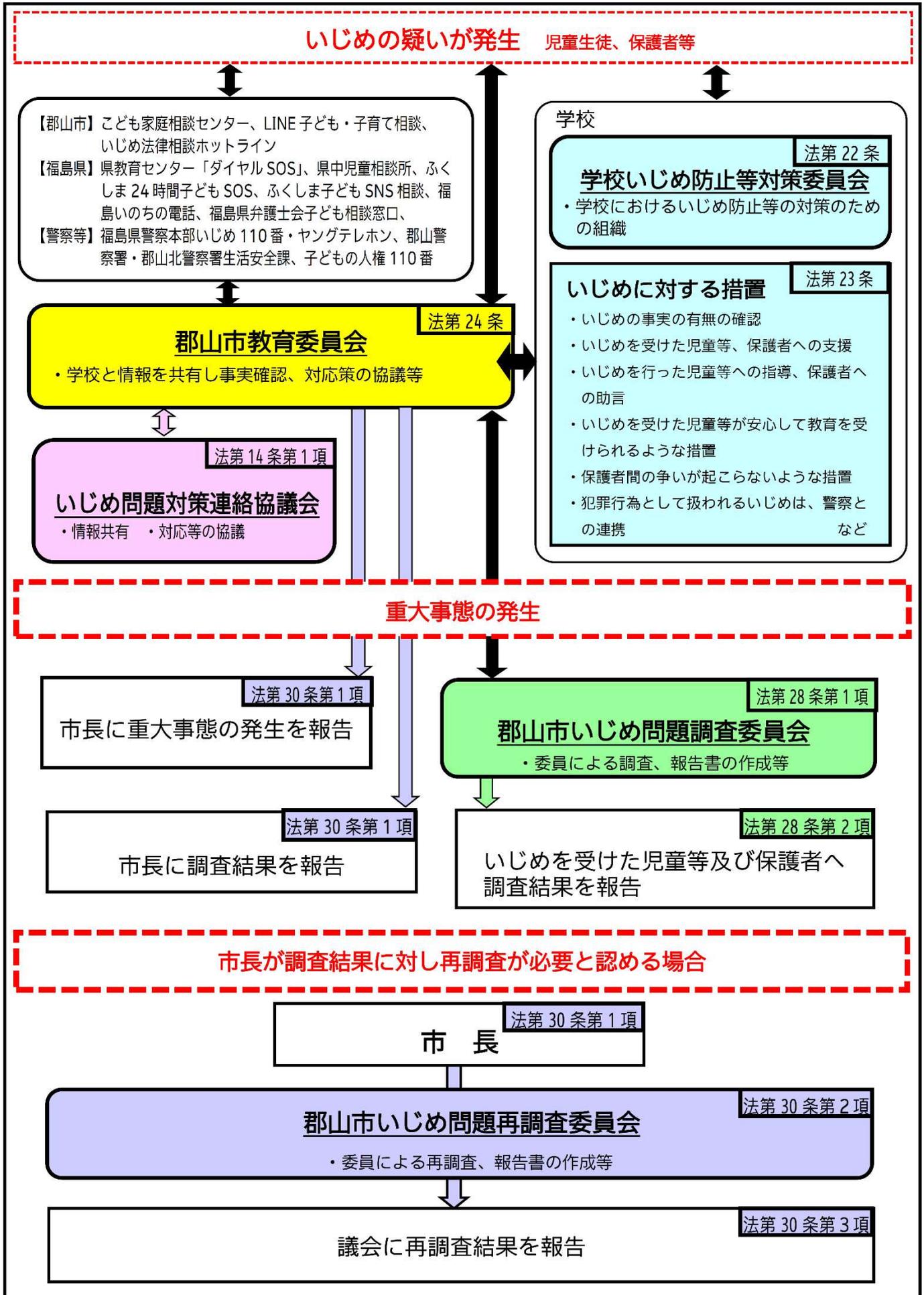
2023/11/16 学校教育部

## 不登校に対する国・県・市の取組

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律  
(平成二十八年法律第五号)

		国	県	市	法
相談体制整備	SC等活用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急SC活用事業</li> <li>スーパーバイザーの配置予算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県SCの配置(【郡山市】市立小学校3校・中学校25校・義務教育学校2校に配置)</li> <li>県スーパーバイザーの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市SCの配置(全16名:市立小学校49校・義務教育学校1校に配置)</li> <li>巡回SCの設置(1名)</li> <li>市スーパーバイザーの配置(1名)</li> </ul>	第十八条
	SSW活用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーバイザーの配置予算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県SSWの配置</li> <li>県スーパーバイザーの配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市SSWの配置(3名)</li> <li>市スーパーバイザーの配置(1名)</li> </ul>	第十八条
	電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>SOSダイヤル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ふくしま24時間子どもSOS」の設置</li> <li>福島県教育センター「ダイヤルSOS」の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合教育支援センターへの電話相談</li> </ul>	第二十条
	SNS		<ul style="list-style-type: none"> <li>「ふくしま子どもSNS相談」の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郡山市事業「LINE子ども・子育て相談」</li> </ul>	第二十条
	面談			<ul style="list-style-type: none"> <li>総合教育支援センターへの来所相談</li> <li>方部巡回相談員(5名)による家庭訪問</li> </ul>	第二十条
調査研究		<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校に関する調査研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月毎の不登校調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月毎の不登校調査</li> </ul>	第二十六条
SSR(スペシャルサポートルーム)の設置			<ul style="list-style-type: none"> <li>SSRの設置(【郡山市】市立小学校1校・中学校1校)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活支援員(13名)による別室登校支援</li> </ul>	第十八条
幼保小中の連携		<ul style="list-style-type: none"> <li>小1プロブレムの解消を目指した「かけはしプログラム」</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>小1プロブレムの解消を目指した「合同研修会」・「保育と授業の相互参観」の実施</li> </ul>	第十六条
不登校支援に特化した施設等の設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>教育支援センターの設置</li> <li>学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置(全国24校:公立14校・私立10校)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>総合教育支援センターの設置</li> </ul>	第十一条
一人一人への支援体制	適応指導			<ul style="list-style-type: none"> <li>適応指導教室「ふれあい学級」の設置</li> <li>方部分室の開設(公民館9・校内分室1)</li> </ul>	第十三条
	家庭訪問			<ul style="list-style-type: none"> <li>方部巡回相談員(5名)による家庭訪問</li> </ul>	第十三条
	校内支援体制			<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校への学校生活支援員の配置(13名)</li> </ul>	第十八条
体験活動				<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい学級主催の体験活動(年34回)</li> </ul>	第十三条
不登校対策に関する研修会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談体制充実に係る連絡協議会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SC・SSWを対象とした研修会の実施</li> <li>「ふくしまサポートガイド～ふくしまのすべての子どもたちのために～」の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SC・SSWを対象とした研修会の実施</li> <li>教職員を対象とした研修会の実施</li> <li>各学校におけるSCによる研修会の実施</li> </ul>	第十六条	

「いじめ防止対策推進法」及び「郡山市いじめ防止基本方針」に基づく いじめ対応フロー図



# 郡山市立小・中・義務教育学校 児童・生徒数の推移（地区別・学校別）

総合教育会議 報告 3  
2023/11/16 学校教育部

## 【郡山市立小・中・義務教育学校 児童・生徒数の推移に係る傾向】

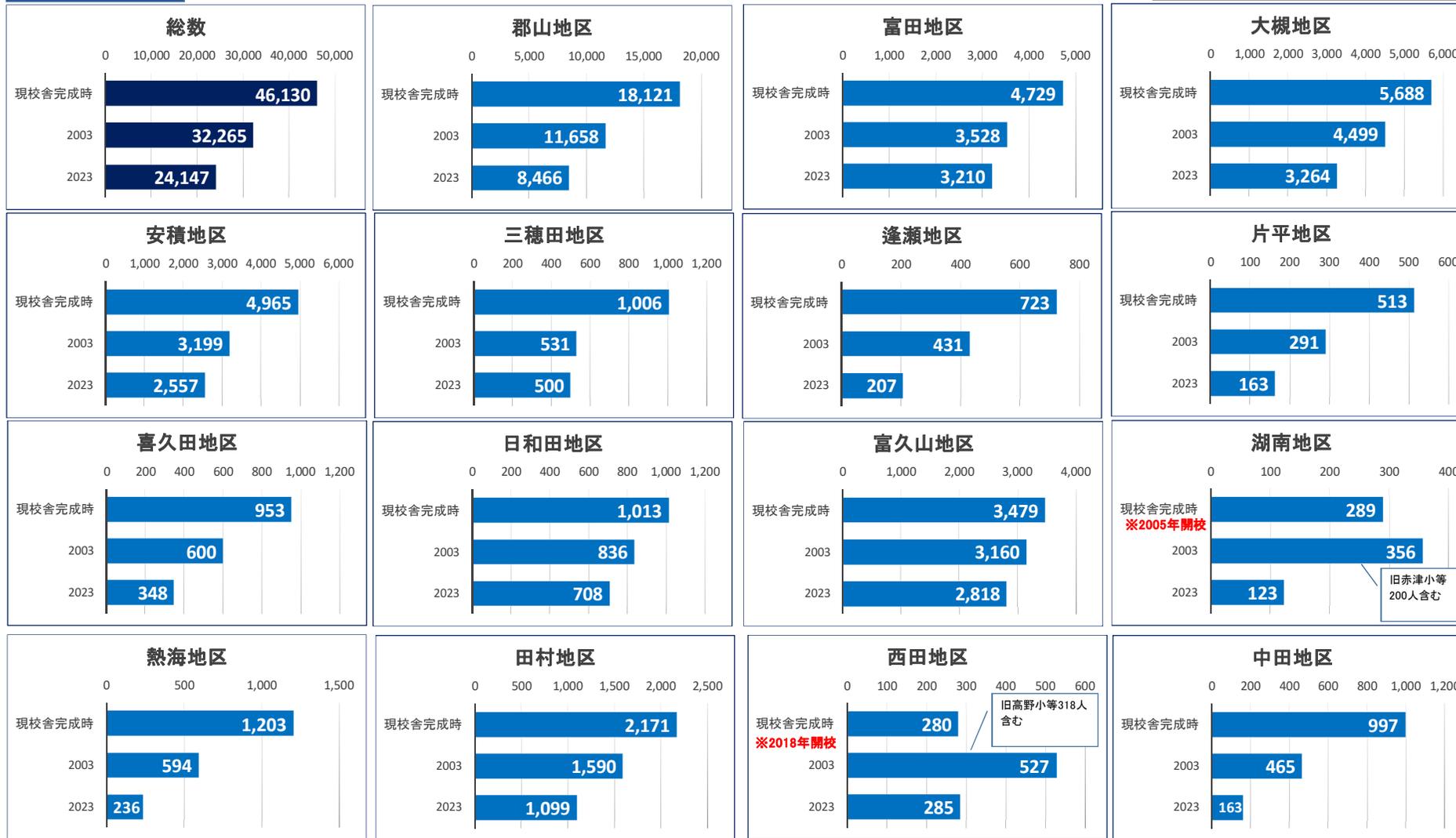
・地区別：総数は、現校舎完成時 46,130人から2023年 24,147人へ、▲21,983人、▲47.7%と大幅に減少。減少率が大きい地区は、中田▲83.7%、

## 【郡山市立小・中・義務教育学校 児童・生徒数の推移に係る傾向】

・学校別：区画整理事業や大規模開発等による住宅地開発の影響から、6校が増加傾向。富田東小 28.0%、富田中 20.4%、安積第二小 20.7%、行健第二小 171.0%、明健中 8.5%、西田義務校 1.8%

### 地区別推移

各年5月1日現在（現校舎完成時を除く） 単位：人



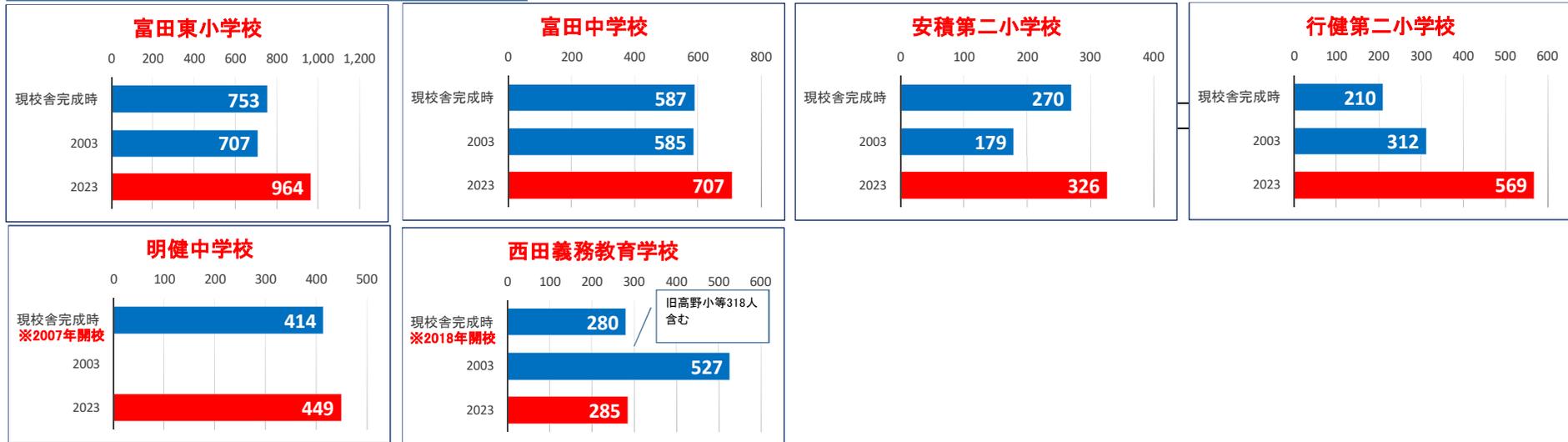
# 郡山市立小・中・義務教育学校 児童・生徒数の推移（地区別・学校別）

総合教育会議 報告 3  
2023/11/16 学校教育部

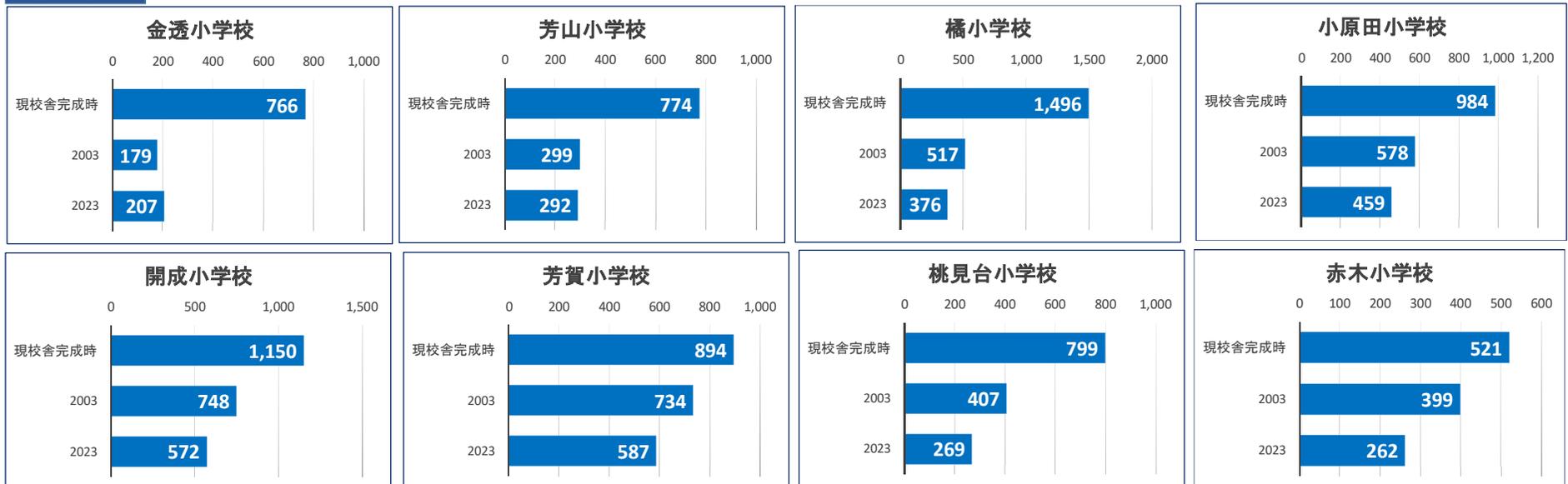
## 地区別・学校別推移

各年5月1日現在（現校舎完成時を除く） 単位：人

### 現校舎完成時より児童・生徒数が増加している学校



## 郡山地区

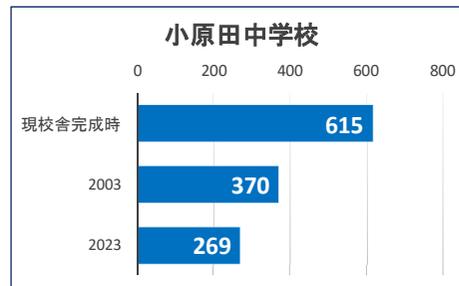
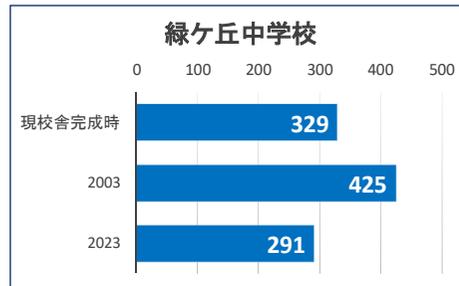
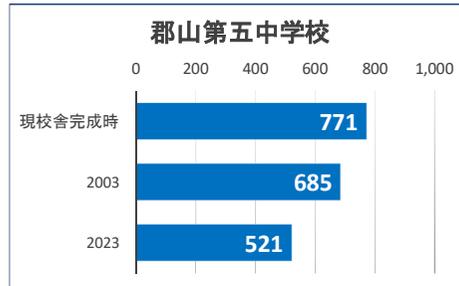
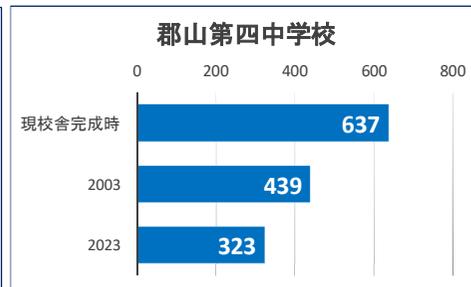
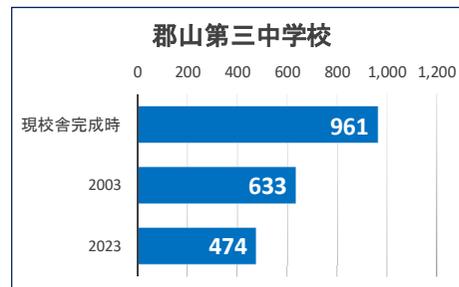
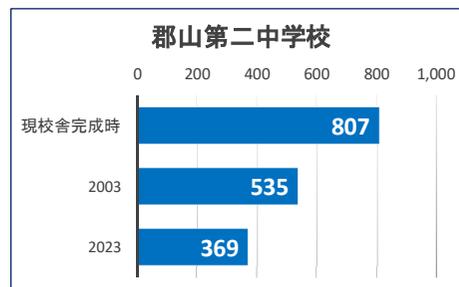
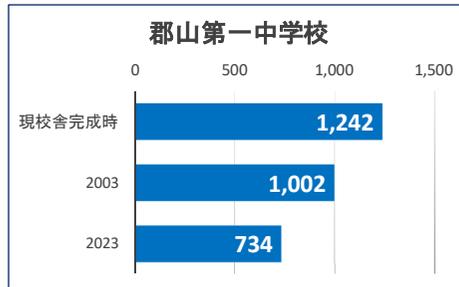
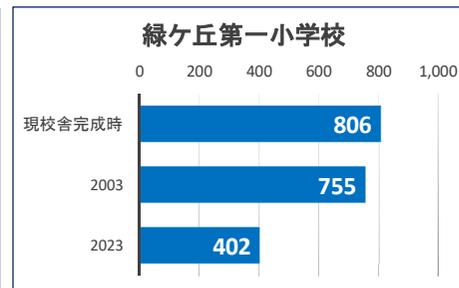
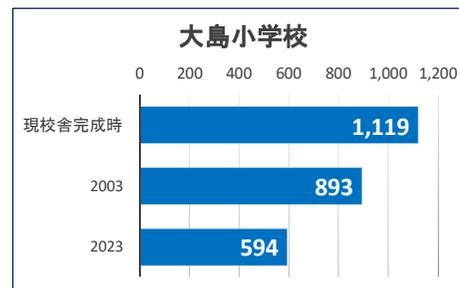
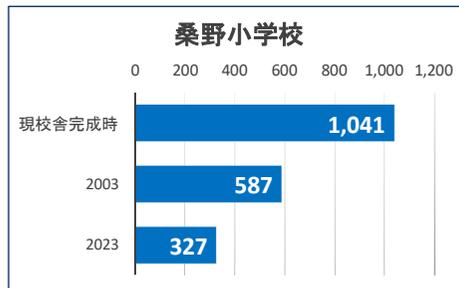
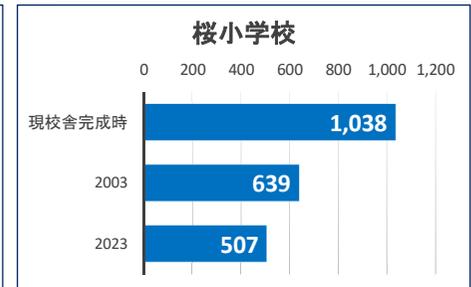
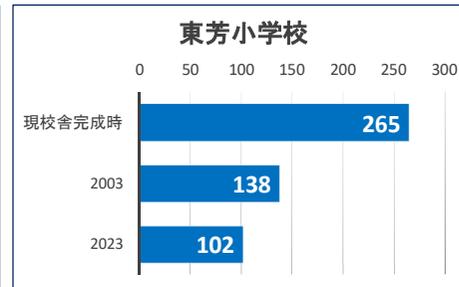
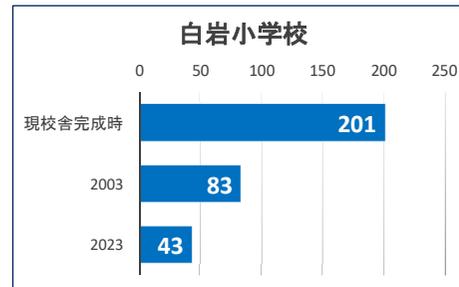
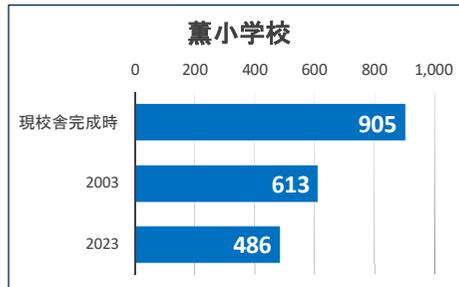


# 郡山市立小・中・義務教育学校 児童・生徒数の推移（地区別・学校別）

総合教育会議 報告 3  
2023/11/16 学校教育部

## 郡山地区

各年5月1日現在（現校舎完成時を除く） 単位：人

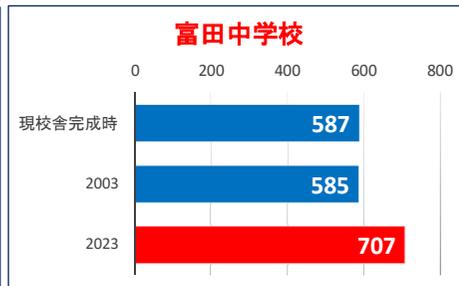
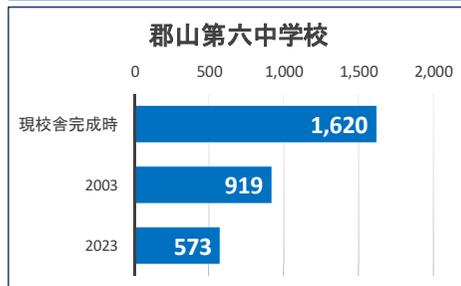
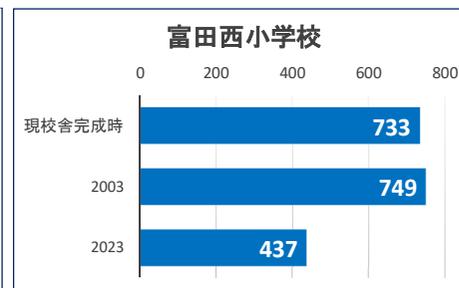
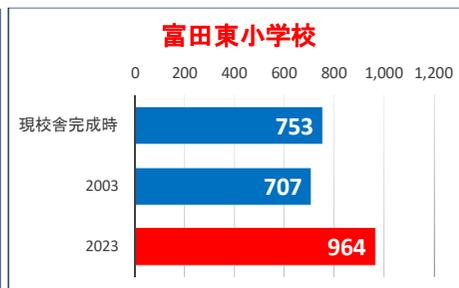
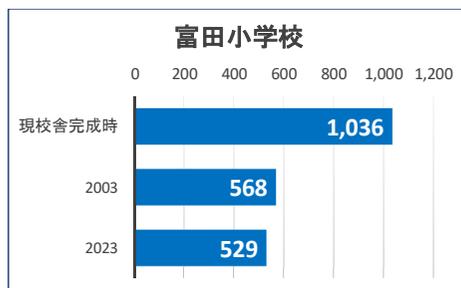


# 郡山市立小・中・義務教育学校 児童・生徒数の推移（地区別・学校別）

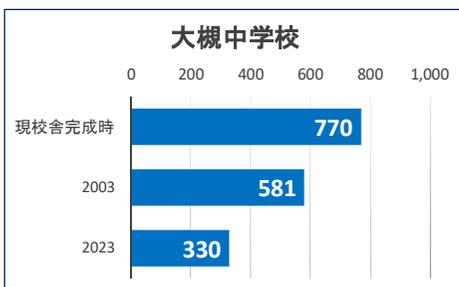
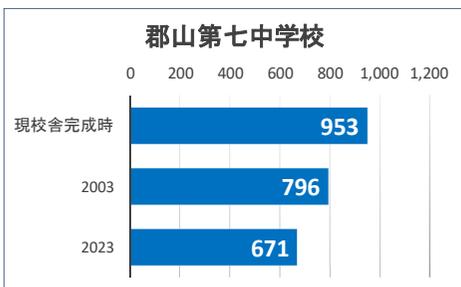
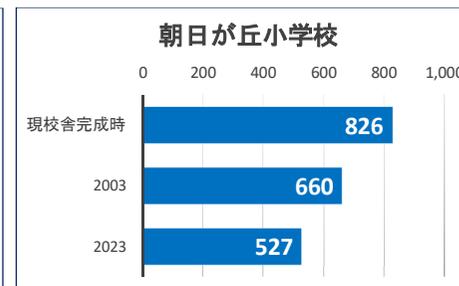
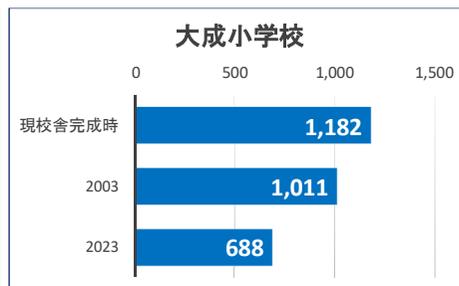
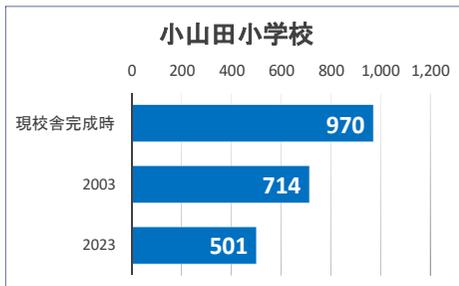
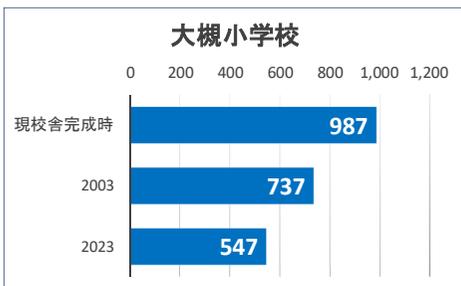
総合教育会議 報告 3  
2023/11/16 学校教育部

## 富田地区

各年5月1日現在（現校舎完成時を除く） 単位：人



## 大槻地区

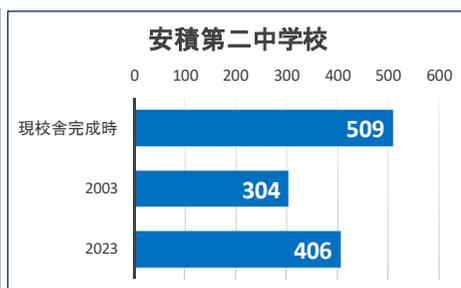
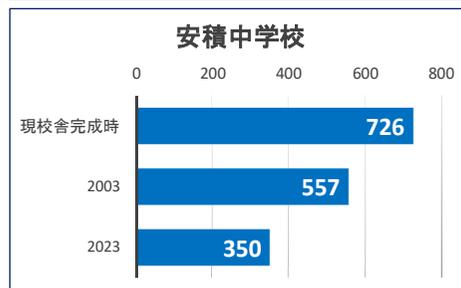
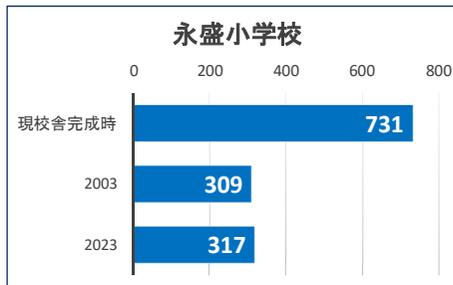
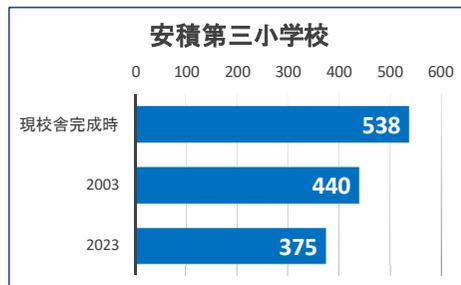
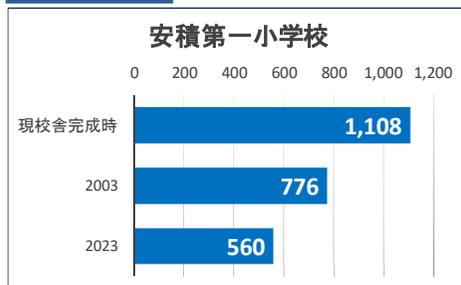


# 郡山市立小・中・義務教育学校 児童・生徒数の推移（地区別・学校別）

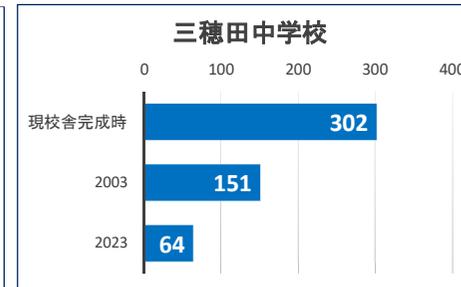
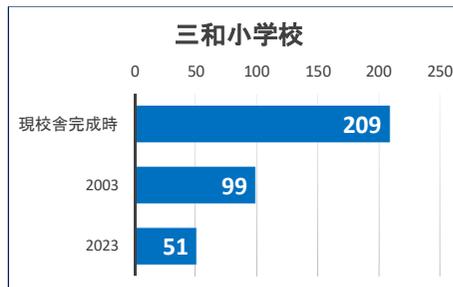
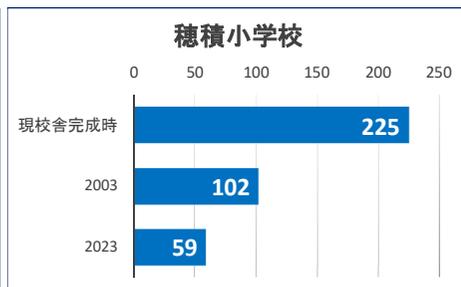
総合教育会議 報告 3  
2023/11/16 学校教育部

## 安積地区

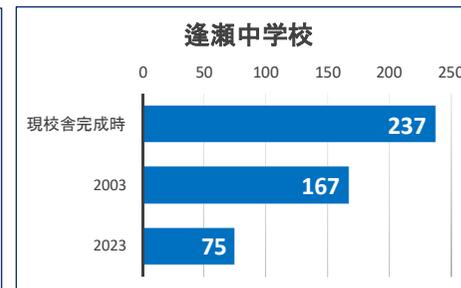
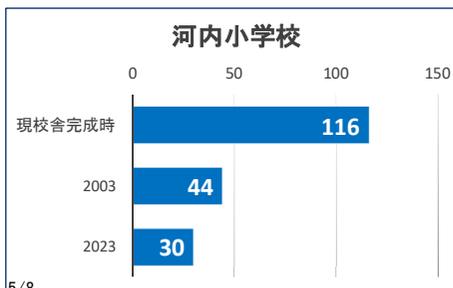
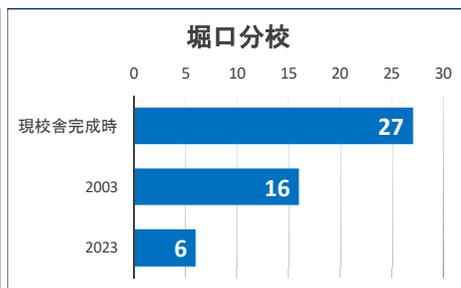
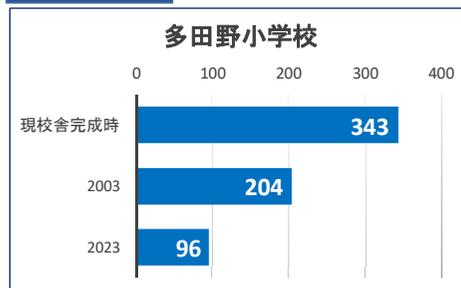
各年5月1日現在（現校舎完成時を除く） 単位：人



## 三穂田地区



## 逢瀬地区

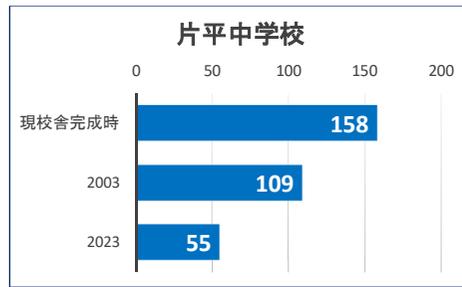
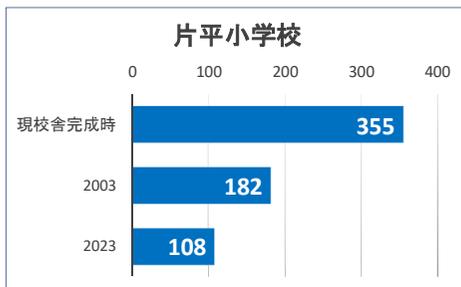


# 郡山市立小・中・義務教育学校 児童・生徒数の推移（地区別・学校別）

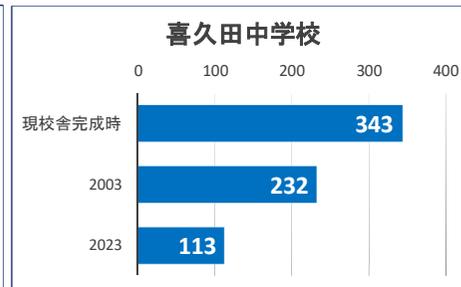
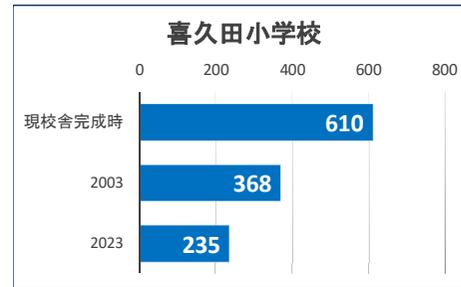
総合教育会議 報告 3  
2023/11/16 学校教育部

各年5月1日現在（現校舎完成時を除く） 単位：人

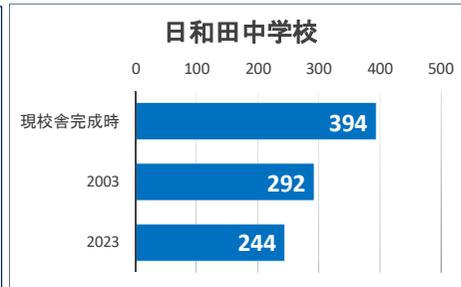
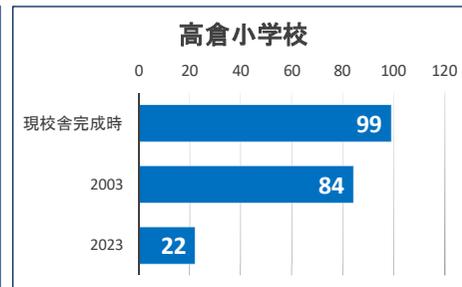
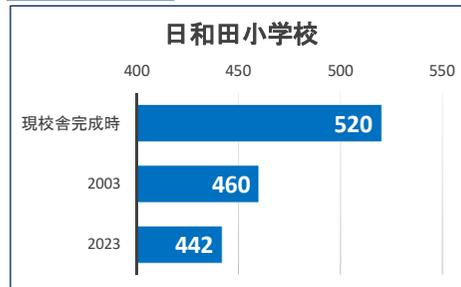
## 片平地区



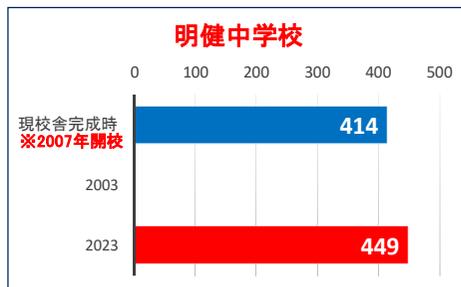
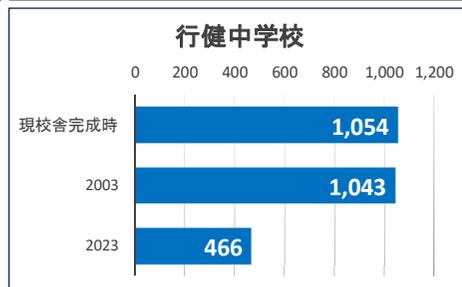
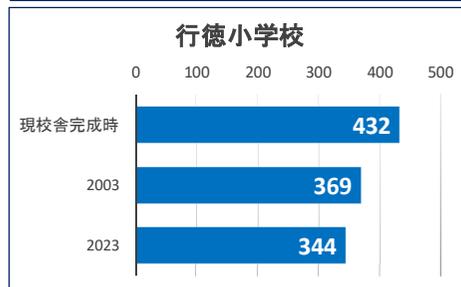
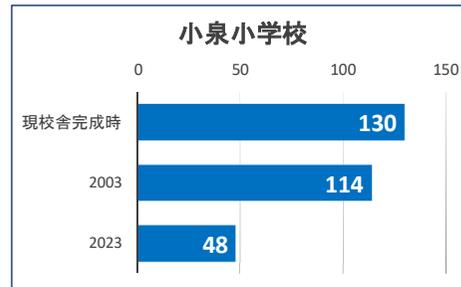
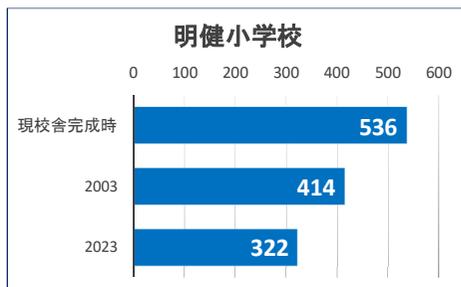
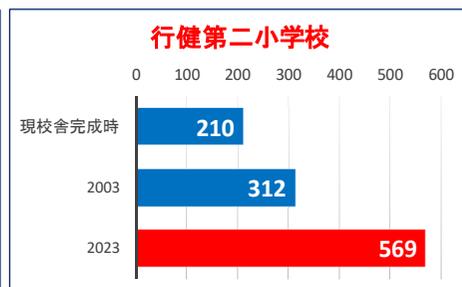
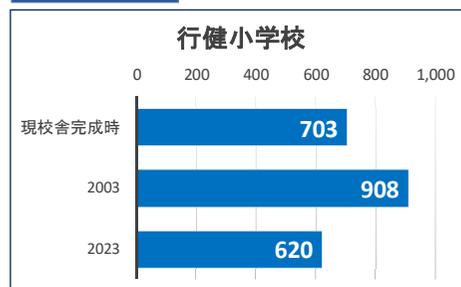
## 喜久田地区



## 日和田地区



## 富久山地区

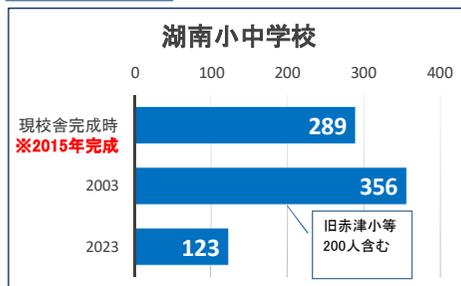


# 郡山市立小・中・義務教育学校 児童・生徒数の推移（地区別・学校別）

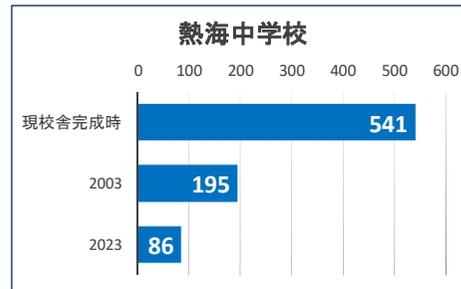
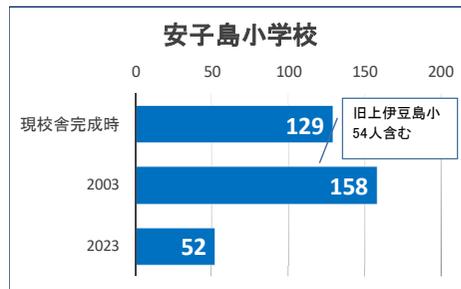
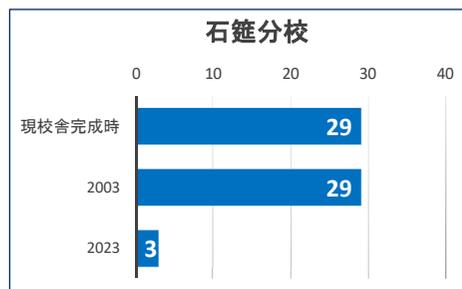
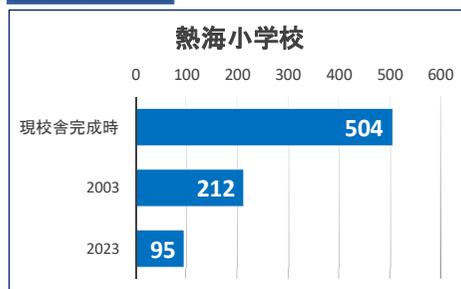
総合教育会議 報告 3  
2023/11/16 学校教育部

各年5月1日現在（現校舎完成時を除く） 単位：人

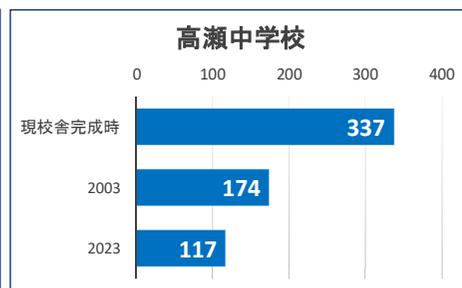
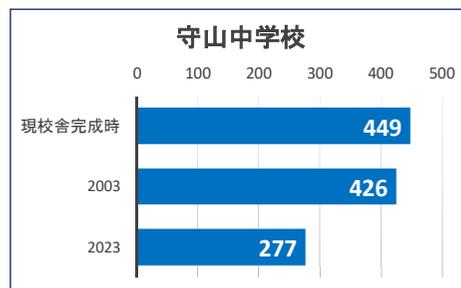
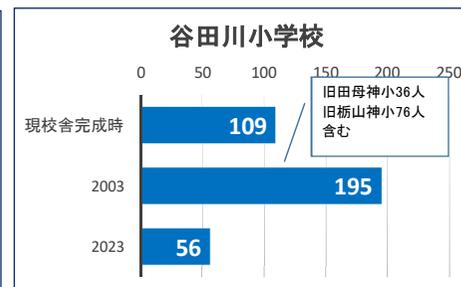
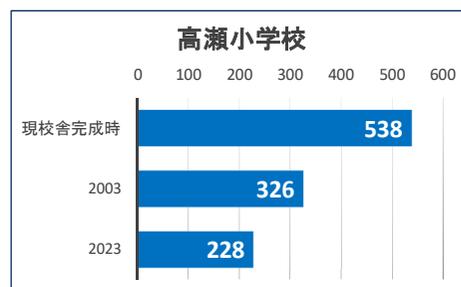
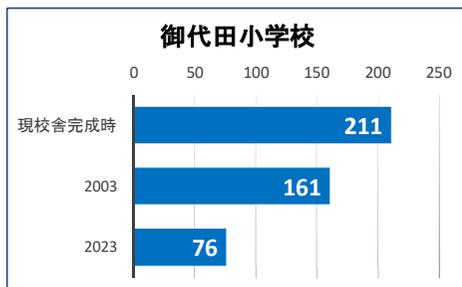
## 湖南地区



## 熱海地区



## 田村地区

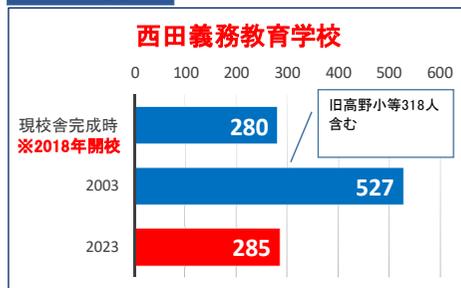


# 郡山市立小・中・義務教育学校 児童・生徒数の推移（地区別・学校別）

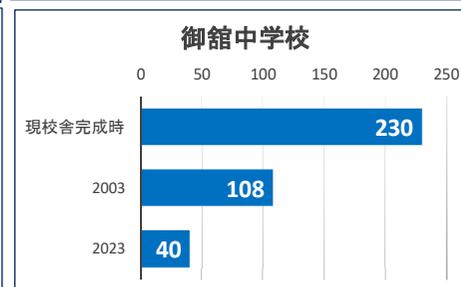
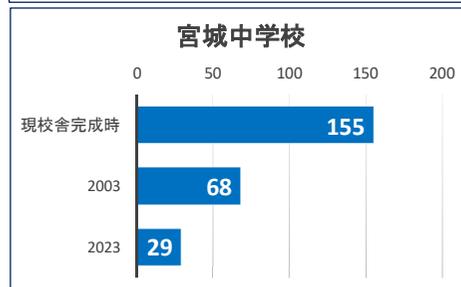
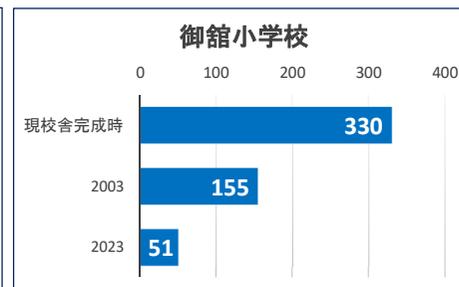
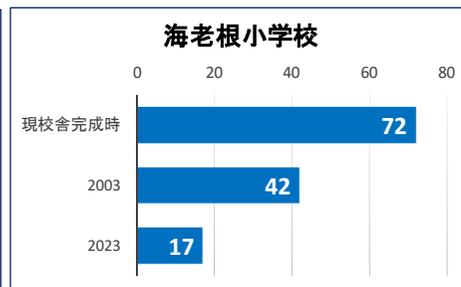
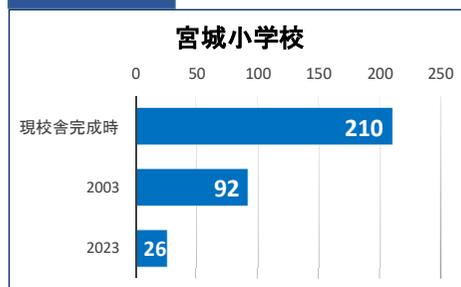
総合教育会議 報告 3  
2023/11/16 学校教育部

## 西田地区

各年5月1日現在（現校舎完成時を除く） 単位：人



## 中田地区



すべての子ども・おとなに知ってほしい

# 子ども 基本法 とは?



こどもまんなか  
こども家庭庁

## はじめに

「こども基本法」をご存じでしょうか？

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

こども基本法は、こうした社会を目指してこどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた法律です。

令和5年4月に、こども家庭庁が創設されるのと同時に、こども基本法が施行されます。

ぜひこのパンフレットで「こども基本法」のことを知っていただき、「こどもまんなか社会」を、みんなで一緒につくっていきましょう。



## もくじ

- そもそもどんな目的でこの法律がつけられたのですか? . . . . . P04
- 「こども施策」ってどのような取組をするのですか? . . . . . P05
- 「こども」とは、何歳までのことですか? . . . . . P06
- こども施策を決める上で大切なことはありますか? . . . . . P07 P08
- 「児童の権利に関する条約」について . . . . . P09 P10
- こども施策にこどもや若者の意見を取り入れたほうがいいのでは? . . . . . P11
- こどもや若者が意見を言う機会や場はありますか? . . . . . P12
- こどもや若者から聴いた意見はどのように反映されますか? . . . . . P13 P14
- でも、こども施策って本当にしっかり取り組んでくれますか? . . . . . P15
- こども基本法のことを、もっと多くの人たちに  
知らせたほうがいいのではないのでしょうか? . . . . . P16

# それでは、 こども基本法 について説明します!



# Q. そもそもどんな目的でこの法律がつけられたのですか？

**A** すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、子ども基本法がつけられました。子ども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など社会全体で子どもや若者に関する取組「子ども施策」を進めていきます。これからは、国や都道府県、市区町村が、この基本法の内容にそって、子どもや若者に関する取組を行っていきます。



もっと知りたい人はこちら！

## 子ども基本法：第1条(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び子ども施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども政策推進会議を設置すること等により、子ども施策を総合的に推進することを目的とする。

# Q. 「子ども施策」ってどのような取組をするのですか？

**A** 以下のような取組をしていきます。

- ・大人になるまで切れ目なく行われる子どもの健やかな成長のためのサポートをすること（例えば、居場所づくり、いじめ対策など）
- ・子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること（例えば、働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など）
- ・これらと一体的に行われる施策（例えば、教育施策、雇用施策、医療施策など）
  - ・教育施策：国民全体の教育の振興など
  - ・医療施策：小児医療を含む医療の確保・提供など
  - ・雇用施策：雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など



子どもの成長

子育て

これらの子どもや若者に関する取組のことを「子ども施策」といいます。

もっと知りたい人はこちら！

## 子ども基本法：第2条(定義) ※条文を一部抜粋

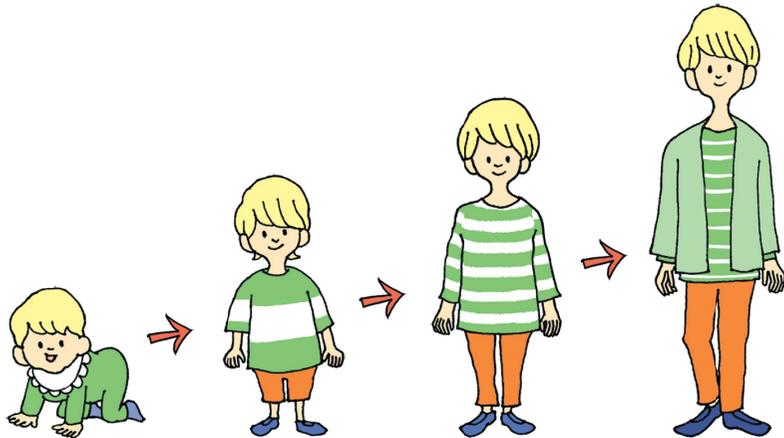
### 第二条 (略)

2 この法律において「子ども施策」とは、次に掲げる施策その他の子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備

# Q. 「こども」とは、何歳までのことですか？

**A** こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。



もっと知りたい人は  
こちら！

## こども基本法：第2条（定義） ※条文を一部抜粋

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。  
2（略）

# Q. こども施策を決める上で大切なことはありますか？

**A** こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

**1** すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。



**2** すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。



**3** 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。



もっと知りたい人は  
こちら！

## こども基本法：第3条（基本理念） ※条文を一部抜粋

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神ののっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

# Q. こども施策を決める上で大切なことはありますか？

4

すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。



5

子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。



6

家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



もっと  
知りたい人は  
こちら！

## こども基本法：第3条（基本理念）※条文を一部抜粋

- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

## COLUMN

### 「児童の権利に関する条約」について知っておこう！①

#### 児童の権利に関する条約

この条約は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。

18歳未満の児童（こども）を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

この条約には、4つの大切な考え方があり、こども基本法を知る上でとても大切になります。詳細な内容は次のページにまとめています。



## 「児童の権利に関する条約」について知っておこう! ②

### 児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則

(日本ユニセフ協会ホームページより抜粋)

#### 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などが保障されます。

#### 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

#### 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

#### 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「子どもの権利条約」(日本ユニセフ協会ホームページ)はこちら  
URL:[https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html)



## Q. こども施策にこどもや若者の意見を 取り入れたほうがいいのでは?

A

もちろん、こどもや若者の意見を聴きながら、  
国や都道府県、市区町村は、こども施策を進めています。



もっと  
知りたい人は  
こちら!

### こども基本法:第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

# Q. 子どもや若者が意見を言う機会や場はありますか？

A 子どもや若者のみなさんが意見を言える場や仕組みづくりとして以下のような方法を想定しています。

- ・インターネットを使ったアンケートを実施すること
- ・行政の職員が直接会って、意見を聴くこと
- ・審議会などへの子どもや若者の参画
- ・子どもや若者を対象としたパブリックコメントの実施  
(国や地方自治体が規則などを決めるときに、広く意見を募集すること)



もっと  
知りたい人は  
こちら！

## 子ども基本法:第11条(子ども施策に対する子ども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

# Q. 子どもや若者から聴いた意見はどのように反映されますか？

A 子どもや若者のみなさんから聴いた意見を大事にして子ども施策を進めていきます。

例えば、子どもや若者から聴いた意見を子ども家庭審議会などに届けたりしていきます。  
そして、国や都道府県、市区町村は、施策の目的を踏まえ、子どもや若者の意見が実現できるかどうかを考えながら、子ども施策に取り組んでいきます。



もっと  
知りたい人は  
こちら！

## 子ども基本法:第11条(子ども施策に対する子ども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こどもや若者の声を聴きながら、  
すべてのこどもや若者が幸せに暮らせる社会に  
していきます。

こどもや若者が自分の意見を  
言う機会や場をつくるんだね！



こどもや若者の意見を  
聴きながら、どう取り組んで  
いくのか、考えられていくのね！

こどもや若者の声がこども施策に  
反映されてることで、こどもや若者が  
より暮らしやすい社会になっていくね！

## Q. でも、こども施策って本当に しっかり取り組んでくれますか？

A

こども家庭庁に特別の機関として総理大臣をリーダーとする  
「こども政策推進会議」が置かれ、こどもの意見を取り入れながら  
こども施策の基本的な方針(こども大綱)をつくります。  
この、基本的な方針をもとに、  
都道府県や市区町村が「こども計画」をつくり、  
社会全体でこども施策に取り組んでいきます。



もっと  
知りたい人は  
こちら！

こども基本法:第9条(こども施策に関する大綱) ※条文を一部抜粋

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。  
2~7 (略)

こども基本法:第10条(都道府県こども計画、市町村こども計画) ※条文を一部抜粋

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。  
2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。  
3~5 (略)

こども基本法:第17条、第18条(こども政策推進会議) ※条文を一部抜粋

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。  
2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 こども大綱の案を作成すること。  
二~四 (略)  
3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。  
2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。  
3 (略)

Q. こども基本法のことを、もっと多くの人たちに  
知らせたほうがいいのではないのでしょうか？

A はい。こども施策は社会全体で取り組んでいく必要があります。  
だから、こどもや若者のみなさんはもちろんのこと、  
大人のみなさんにも知ってもらうことが大切です。  
こども基本法はまだできたばかりです。  
これからもっとたくさんの人に周知していくために、  
こども家庭庁が中心となって広報活動などを行っています。



もっと  
知りたい人は  
こちら！

#### こども基本法：第7条(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、  
国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

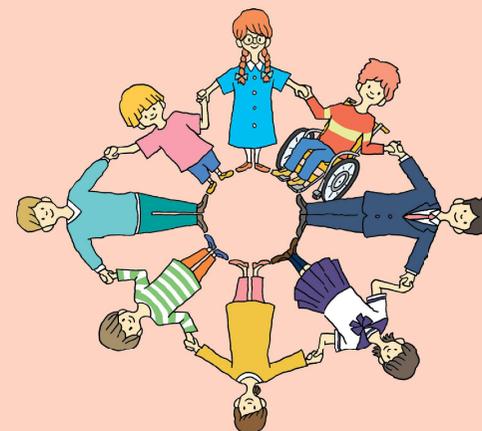
#### こども基本法：第15条(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、  
広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

最後まで読んでいただき  
ありがとうございました！

「こども基本法」について  
興味を持っていただけたでしょうか？

国や都道府県、市区町村で  
しっかりこども施策を進めていきます。  
こどもも大人も、みんなが幸せな生活を  
送ることのできる「こどもまんなか社会」を  
つくっていきましょう！



もっと詳しいことが知りたい人はこちら

※PDFでは  がある場所はクリックでアクセスできます。

子ども基本法説明資料



子ども基本法や子ども家庭庁について、  
かんたんにわかる動画もあります。

「子ども基本法」の動画はこちら！



 <https://youtu.be/ZNb80TAHeGc>

「子ども家庭庁」の動画はこちら！



 <https://youtu.be/kXnUUA-voFM>



子どもまんなか  
子ども家庭庁